

## 『宗門御改帳』から見た近世後期における村の支配と人口動態

### —備中国庭瀬領小田郡小林村の場合—

井上 秀二

#### はじめに

ここに取り上げる「宗門御改帳」（以下「宗門帳」と略記）は、吉備国際大学が平成12年に、文化財修復国際協力学科を社会学部に増設する際、実習用教材として購入したものである。これ自体は、他の関連文書や実習用教材と共に書店から一括購入されたので、所蔵者からの詳細な購入経緯については、残念ながら不明である。それゆえ、史料の内容分析には重点を置かなかった。ともあれ、整理を兼ねた調査で分かったのは、「宗門帳」自体が、元文3年(1738)から嘉永5年(1852)までの114年の内、ざっと42年分を残していること、その中で、おおむね連続しているのが、宝暦・安永・天明期(1751～1788)で、寛政期(1789～)以降は史料の欠年も多いこと、そうした欠年は、多い時で17年を数えること、などであった。こうした事情から、統計を取る上での限界を感じながら、それでもなお、近世後期の長期間にわたる「村の支配と人口動態」を知る上での貴重な史料である点を鑑みて、およそ読み取れる限りの中身を、ここに紹介してみることにした。

#### 村の状況と「宗門帳」

この「宗門帳」は、備中国庭瀬領小田郡小林村（現小田郡矢掛町小林）の庄屋が、郡役所に提出した「宗門帳」の控えとして、歴代の庄屋に引き継がれ今まで保存されてきた。小林村<sup>(1)</sup>は、矢掛、宇角、内田、川面、北田、水砂の各村に接した山村であった。村の歴史をひもとくと、この村は、古くは慶長17年(1612)に2分され、上分と下分になった。上分は、元禄6年(1693)には庭瀬領であったが、同10年に幕府領となる。さらに同12年から再び庭瀬藩領となった。

下分は、慶長17年から旗本毛利領となっている。今、村全体を「文政2巳卯年9月庭瀬領小田郡村々差出明細帳」<sup>(2)</sup>（「石井家文書」）に基づいて眺めると、この村は、延宝5丁己年水谷左京亮様御検知で、高635石7斗7合（うち田高532石6斗7升2合と畑高103石3升5合）、用水溜め池4ヶ所、長崎往還松山往来3山道、家数146軒（うち122軒は本百姓、24軒は水呑）外に2軒、人数626人、牛60疋、馬2疋からなっていた。寺は、禅曹洞宗大通寺、大光寺、能仁寺、自徳庵、浄土宗法寿庵があった。年貢は、田、畑の年貢だけでなく、桑年貢や茶年貢も課されていた。産業は、農業と林業で、畑に桑や茶が植えられていた。

「宗門帳」は、毎年3月28日付で2部作成され、1部は役所に、1部は庄屋に残された。

ここに用いた史料は、庄屋の控えであって、これ自体は、内容の上から一より具体的には、世帯数と総人数、さらには表題の相違において一大きく2期に分けられるだろうか。すなわち、<表1>にも見られるように、I期の場合、その表題は『元文3年備中庭瀬領小田郡小林村宗門御改帳 三月廿八日』とのみ記された上で、元文3年から安永4年までは同じ書式で記載され、しかも、小林村全体が取り上げられて、世帯数と総人数はかなりの数に上っている。もっとも記載内容は、宝暦4年までは詳細で、持高、家族の名前、年齢以外に、出身の檀家寺、奉公先

等も記されているのに、これ以降は簡略化され、持高、家族の名前、年齢の記載のみとなっているのだが。対して II 期の場合、その表題は一つではなく、理由は不明ながら、禅曹洞宗と一向宗の 2 分冊となった。たとえば、『禅曹洞宗備中庭瀬領小田郡小林村宗門御改帳 三月廿八日』のような表題に、である。その書式も I 期とは異なり、地域も村全体でなく、安永 6 年 (1777) から嘉永 5 年までは、上分のみを取りまとめている。それゆえ世帯数と総人数も、I 期のおよそ半分となったのである。このように「宗門帳」は、大きく 2 期に分けられてしかるべきである。

村における各世帯の石高については、〈図 1〉のグラフに目を注ぐと、多くの村民の持高は、安永 4 年以前は 5 石未満の下層が多かったが、天明 3 年以降は 5 石から 15 石の未満の中層が増加している。その中であって、元文 3 年から安永 4 年まで、無高層が 20%~32%を占めているのである。こうした層も安永 6 年から嘉永 5 年にかけて、ほとんど目にされない。

### 村の支配

小林村の村役人<sup>(3)</sup>には、庄屋・組頭・百姓代が任命され、その任にあたっていた。こうした庄屋・組頭の役職者名は、「宗門帳」から読み取ることができる。たとえば、庄屋として初見である武 治兵衛は、延享 5 年 (1748) から 64 歳になった安永 2 年まで、足掛け 25 年もこの職にあった。安永 4 年になると、庄屋職は、上分の方は長男の武 次郎三郎が、下分の方は団藤 浅右衛門が勤めることになり、2 人体制となった。上分の次郎三郎は、15 歳でこの職を継承し、32 歳の寛政 3 年、長男の長次郎にこれを譲った。長男はしかし、文化 12 年 (1815) に 31 歳で死去したから、弟の留吉が急遽引き継ぐことになった。この留吉も、文政 5 年 (1822) の 27 歳まで勤めたが、その持高は減少している。これ以降は、「宗門帳」が欠落していて不明なのだが、武家は、これまでのように庄屋を勤めていないようである。武家自体が世襲で庄屋を勤めていたのは、この時代までといえるだろう。天保 11 年 (1840) には義平治 (経歴不詳) が勤めたのだが、その前後も「宗門帳」が欠落していて、庄屋職の名前は判然としない。弘化 4 年 (1847) になると、庄屋の交替に伴って、守屋 太右衛門が見習いとなった。引き続いて、守屋一党であろうか、嘉永 2 年に多曾右衛門がこの任に就いたのだが、期間は短かった。そして嘉永 5 年から明治まで、庄屋職にあったのは三津右衛門であった。

ところで、庄屋を補佐する役目の組頭の場合はどうであったのか。年によって異なるが、小林村では、1 人体制と 2 人体制の双方がみられたように思われる。たとえば、宝暦 4 年 (1754) は 2 人体制が採られ、助右衛門と宗左衛門がこの任についた。けれども、宝暦 5 年は浅右衛門が 1 人で勤めたし、これ以降も、その大半は 1 人体制であった。庄屋については、武家と同じく世襲であったのか否かを、「宗門帳」からは読み取れなかった。なお、村の有力者であった庄屋の持高についても、歴代の武家は、〈表 2〉に示した各年度の最高石高と比較して 3 位以上になることはなかったから、さほど高くも低くもなかったにちがいない。守屋家も、弘化 4 年は 4 位であったが、幕末の嘉永 5 年には、三津右衛門が (例外的に) 村 1 位の持高 16 石 8 斗 6 合になっている。こうした順位を考えると、庄屋職は、富のみによらず、村民の信頼関係を中心に勤められたようである。

## 村の人口

小林村の人口動態は、各年度における「宗門帳」の総人数を比較すると、ざっと〈表 1〉のようになる。すなわち、I 期については、元文 3 年以降は減少するが、延享 5 年には上昇し、宝暦 13 年が最も多数を占める。その後は減少して、安永 4 年には 60 人も減っている。II 期については、安永 6 年から文化 5 年までずっと上昇する。幕末には、弘化 4 年と嘉永 5 年に総人数の減少をみている。この点については、〈表 1〉も示すように、単に現住人口に限らないで、本籍人口もそうなのである。なお I 期の場合、人口の減少を招いた特別の自然災害も伝えられていない。II 期についても、天明 3 年(1783)の全国規模での飢餓や、文化 5 年の小田川流域の洪水は、ほとんど影響しなかったと考えられるから、ここでの理由はよく分からない。男女比率も、女性が男性を上回るのは、文化 5 年のみであった。I 期は、男性の方が 30 名ばかり上回るのだが、II 期は、そうした男女比率も小さくなっている。速水融氏の「宗門改帳」の研究<sup>(4)</sup>によれば、他の地域でも同じような結果がみられて、その多くは、経済的理由からの「間引き」によると解釈されているので、小林村でも、やはり同じだったのだろうか。

## 家族の形態

小林村の世帯数は、〈表 1〉に示したように、I 期では、最も多い時に 169 軒を数えた。II 期では、地域が上分のみに限られたので、上分と下分を合わせた I 期と単純に比較できないけれども、84 軒が最も多い。世帯数そのものは、各年度の総人数に比例している。世帯数と家族構成数を、年代別の推移の形で〈図 2〉に示すと、I 期には、4~5 名の家族が集中し、II 期もやはり、4~6 名の家族が集中していた。これは、後述するように、核家族または直系家族が多数を占めていたからである。統計の上では、世帯主が夫のみで妻を失った者が、I 期を通して約 22%に達している。果たして、離婚によるのか、死亡によるのか、判然としない。後家の世帯も 4 軒程あった。家族形態は、その実態に即して、核家族・直系家族・複合家族・不完全家族・単身家族に分類される。なお、ここにいう核家族は、夫婦とその子供からなるものを、直系家族は、夫婦とその子供に祖父母が加わった 3 世代にわたるものを、複合家族は、核家族や直系家族に伯父夫婦や兄弟夫婦およびその子供が加わっているものを、不完全家族は、夫婦のうち片方もしくは両方が欠けてしまったものを、単身家族は、一人住まいのものを、それぞれ指している。

こうした家族形態に着目して、元文 3 年から嘉永 5 年までの 7 年間にわたり、それぞれの家族別に集計した結果を眺めるなら、核家族は、およそ 30%~50%に達している。直系家族は、およそ 20%~30%であり、核家族に直系家族を加えると、およそ 60%~70%にも及んでいる。これに対して複合家族は、元文 3 年から延享 5 年まで、およそ 15%であるのに、明和 5 年から嘉永 5 年では、およそ 4%~6%と大きく減少している。速水融氏の研究では、享保 5 年(1720)頃まで複合家族は存在したが、寛政 12 年、嘉永 3 年と時代が下ると、ほとんどが消失してしまうと語られているけれども、小林村もやはり、同じ傾向を示していた。さらに集計を眺めると、複合家族の中には、3 世代にわたる家族以外に、甥や姪の加わる場合もあるのが分かるだろう。たとえば元文 3 年、甥の加わった家族数は 9、姪の加わった家族数は 2 となっている。他の地域と比較して、なぜこれほど多くの甥や姪が加わっているのか。その理由は判然としないけれども、おそらく、他家での奉公見習いという習慣が作用しているのだろう。次に、不完全家族はおよ

そ 15%~24%を占め、単身家族は、およそ 1%~5%しかないが、ただ寛政 7 年のみは 10%と大きく突出している。これについては、天明の飢餓の影響を考えるとよいかもしれない。ともあれ、家族構成を通覧しても、年度による顕著な差は認められないから、そこに、安定した村の生活を感じることができるだろう。

小林村において最も多い家族構成は、文政 5 年の持高が 3 石 5 升 4 合であった十吉夫婦で、この夫婦の場合、母と子供 6 名、さらに弟夫婦とその子供 1 名といった、総計 12 名もの複合家族であった。また、最も多い世帯構成は、宝暦 4 年に庄屋であった武 治兵衛夫婦で、この夫婦の場合、母と息子 1 名に、姪と甥の 3 名を加えた 7 名の家族に、なおかつ下人の夫婦と母、男女の子供の 8 名を加えた、総計 15 名の複合家族であった。

### 年齢構成と長寿者

各年度の年齢構成の推移をクラブにしたのが<図 3>である。これによると、10 歳までの者は、平均しておよそ 17%を占めていたが、延享 5 年と天明 3 年では、およそ 14%とその割合が低くなっている。天明 3 年については、飢餓の影響を考えるとよいかもしれない。他方で高齢者を眺めると、60 歳以上の者は、元文 3 年から安永 4 年までと、天明 3 年から嘉永 5 年までを比較しても、およそ 12%ぐらいで、ほとんど差は認められない。つまるところ、生活自体が安定しているのだろう。なお、村の最高長寿者は女性で、明和 5 年(1768)の「宗門帳」によると、儀八の母が 101 歳を迎えている。儀八自身は、当年 60 歳、持高 2 石 1 斗 9 升の 4 人家族で、慎ましい生活を送っていた。また、男性の長寿者としては、同年に 95 歳を迎えた四郎兵衛がいる。

かれの息子は、29 年にわたり村の最高石高を維持した、8 人家族の当主の弥七郎で、この時のかれは、51 歳、その持高は 41 石 5 斗 7 升 2 合であった。この弥七郎は、さかのぼる元文 3 年、22 歳の時、その持高は 17 石 6 斗 8 合であったが、5 人家族の父四郎兵衛は 63 歳、母は 60 歳、その祖母は 100 歳であった。こうした例は稀であるけれども、村の中で豊かな生活を営んでいたのが、おそらく長寿に結びついたにちがいない。

### 村内・村外への奉公

小林村の人口動態の具体例である村内・村外への奉公については、「宗門帳」に、元文 3 年から宝暦 4 年にわたって詳しく記録されている。これ以降はしかし、庭瀬藩（の殿様へ）の奉公を別にすると、文政 5 年を除いて、ほとんど記録に留められていない。その記録も、単に奉公人の続柄のみか、殿様へ奉公とだけか、奉公先の主人と地名のみであった。

そうした中で、殿様への奉公は、<表 2>に見るとおり、延享 5 年以前では一庭瀬の藩邸なのか、矢掛の本陣なのか、その奉公先は記載されていないけれども一 6 名以上が記されている。

宝暦以降は、4 名から 1 名に減少している。そうした奉公人である清八の場合、庄屋の武 治兵衛の甥であって、延享 5 年の 34 歳から宝暦 8 年の 44 歳まで、およそ 10 年余り奉公しているのだが、それはしかし、村を代表してのものか、それとも、賦役としてのものだったのか。

この点は不明ながら、奉公に対する村民としての負担は、おそらく大きかったにちがいない。

さて、村外への出稼奉公人の数は<表 2>の通りである。その奉公先は、元文 3 年には、江戸（奉公先不明）、岡山の備前藩・寺院・商家、矢掛村の商家となっている。年齢層は 17 歳~51 歳までと、かなり幅は広がった。奉公人の階層は、持高の上下に特に関係はなかったらしい。

なお、宝暦13年以降は、婚姻関係と同じく、記載そのものが簡略化されてくる。下男・下女の男女比率は、男性が常に女性を上回っている。村内への入稼奉公は、農家の下男、下女として受け入れられ、これについては、元文3年から宝暦13年まで記載されている。出身地域は、〈図4〉も示すように、川面村、三谷村、水沙村、内田村、里山田村、上高末村、下高末村、宇内村で、ともに小林村から6キロの範囲に位置していた。これは、一日の徒歩で十分に往復できる距離でもあった。

### 婚姻の範囲

小林村に嫁いだ者については、元文3年から宝暦4年まで、村内・村外への奉公と同じく名前・年齢・出身地に至るまで「宗門帳」にかなり詳しく記されている。もっとも、宝暦8年以降の記載はない。

記されたところによると、出身地域は、二万村、本掘村、浅海村、奥山田村、宇角村、高末村、黒木村、矢掛村、水沙村、東三成村、山田村、小田村、川西村、内田村、江郎村、宇内村、横谷村など、およそ小林村から6キロの範囲であった。ただし二万村のみ、高梁川に隣接した村であって、およそ12キロの距離をもち、他と比較してかなり遠距離なのが例外といえるだろうか。近世後期における県内の「婚姻の範囲」を「宗門改帳」に基づいて調査・研究した倉地克直<sup>(5)</sup>・妻鹿淳子<sup>(6)</sup>氏の各論文によると、美作国勝南郡高下村では12キロ以内、同美作国行延村では8キロ以内とされていて、こうした県北地域に比較するなら、小林村の場合、およそ6キロであるから、婚姻の範囲はかなり狭いと考えられるかもしれない。

### おわりに

以上、「宗門帳」の中から特定年度の記述内容をざっと概観した。結果において、先学の研究成果との共通点も、いくつか目にする事ができた。むろん、備中南部の一村のみを眺めて、近世後期における「村の支配と人口動態」一般を論じることには、大きな無理があるけれども、これに関わる今後の研究の下地となれば幸いである。今回調査した「宗門帳」の中には、虫損による紙の付着が強くて、開くのすら困難な冊子も少なくなかった。これらについては、無理をせず残しておいたから、今後の修復を待って「新たな読み解き」に取り組みたいと考えている。

### 注

- (1) 『角川 日本地名大辞典 33 岡山県』角川書店 1989年 に基づく。
- (2) 石井家文書「文政2 巳卯年9月 庭瀬領小田郡村々差出明細帳」(『矢掛町史・史料編』)1982年による。
- (3) 村方三役については、『矢掛町史・本編』1982年の「第5章 近世の矢掛」に記述がある。  
なお、庄屋のみに名字が許されていた事実も、この「宗門帳」から読み取ることができる。
- (4) 速水融『江戸農民の暮らしと人生』麗澤大学出版会 2002年 を参照。
- (5) 倉地克直「近世後期の農民家族－美作国勝南郡高下村の場合－」(『岡山地方史研究』76号 1994年所収)を参照。
- (6) 妻鹿淳子「美作国行延村の「宗門人別帳」より見た家族」(『岡山地方史研究』76号 1994年所収)を参照。

<表1> 世帯数・人数・男女・現住・本籍表

	年代		西暦	世帯数	記載総人数	総人数	男	女	現住人口	現住男	現住女	本籍人口	本籍男	本籍女	
	3年	3月													
1期	元文	3年	1738	142	657	657	351	306	641	338	303	645	343	302	
	延享	5年	1748	139	600	611	323	288	585	302	283	589	311	278	
	宝暦	4年	1754	143	629	629	337	292	613	326	287	601	314	287	
	宝暦	8年	1758	149	627	633	333	300	630	330	300	628	328	300	
11期	宝暦	13年	1763	160	660	666	352	314	666	352	314	663	349	314	
	明和	5年	1768	162	622	633	337	296	630	334	296	633	337	296	
	安永	4年	1775	169	600	624	322	302	620	318	302	624	322	302	
	改帳は以下上分のみ														
	天明	3年	1783	70	277	277	140	137	277	140	137	277	140	137	
寛政	7年	1795	72	285	298	150	148	298	150	148	298	150	148		
11期	文化	5年	1808	68	305	313	154	159	312	153	159	313	154	159	
	文化	12年	1815	68	311	306	154	152	306	154	152	306	154	152	
	文政	5年	1822	75	326	332	175	157	320	173	147	332	175	157	
	弘化	4年	1847	84	318	321	171	150	321	171	150	321	171	150	
	嘉永	5年	1852	84	306	319	174	145	319	174	145	319	174	145	

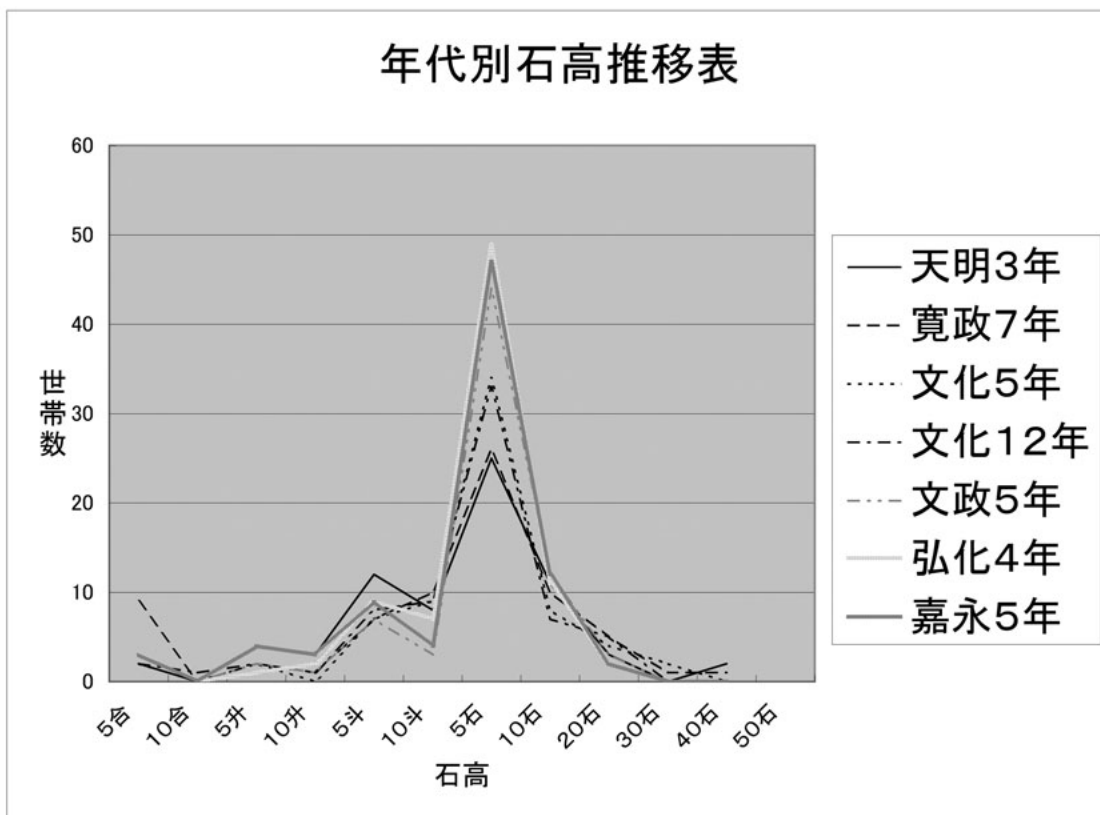
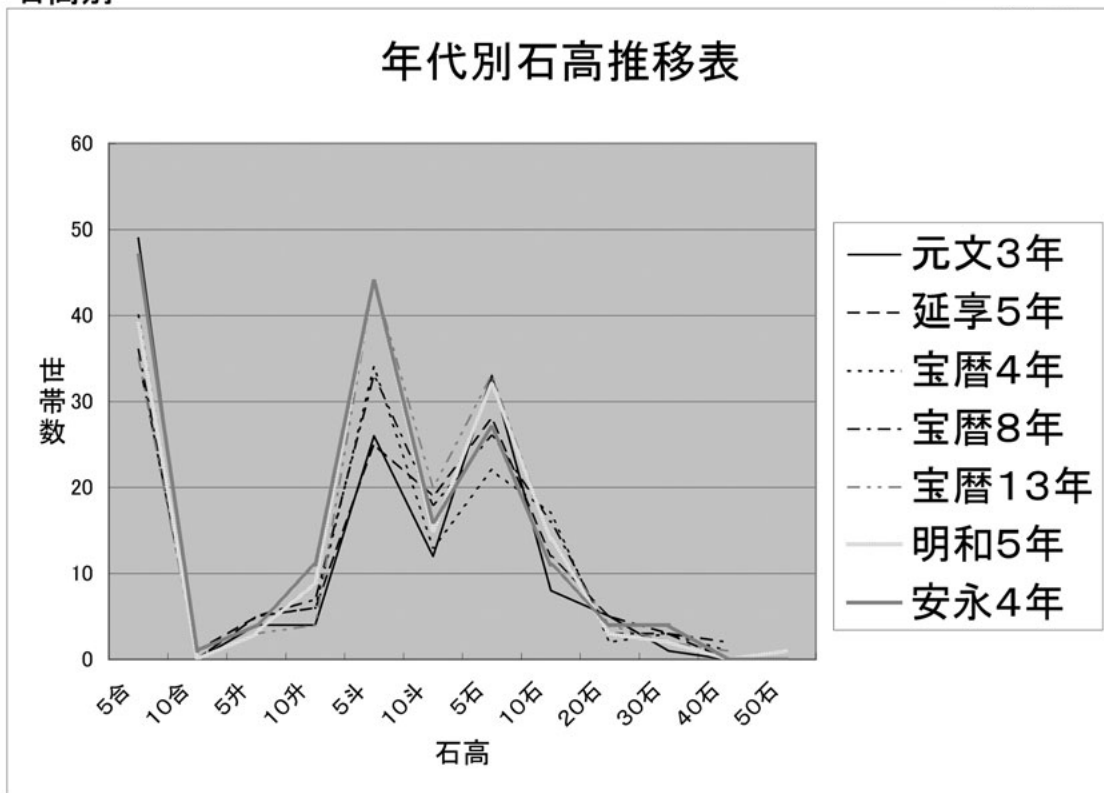
備中国庭瀬領小田郡小林村宗門御改帳より

<表2> 石高・庄屋・下男・下女・奉公表

年代	西暦	石高計	最高石高者	最高石高	庄屋	下男・下女	殿様へ奉公	村内奉公	村外奉公	
										石高
元文	3年	1738	245石5斗3升1合	弥七郎	22歳	17石6斗8合	不明	6	6	10
延享	5年	1748	303石1斗5升5合	弥七郎	31歳	25石6斗1升8合	治兵衛	6	13	20
宝暦	4年	1754	325石5斗2升	弥七	37歳	34石3斗3合	治兵衛	2	10	14
宝暦	8年	1758	359石7斗1升8合	弥七郎	41歳	36石3斗5升5合	治兵衛	1	記載なし	2
宝暦	13年	1763	367石3斗	弥七郎	46歳	39石3斗5合	治兵衛	記載なし	記載なし	記載なし
明和	5年	1768	346石5斗4升	弥七郎	51歳	41石5斗7升2合	治兵衛	3	記載なし	記載なし
安永	4年	1775	327石5斗3升1合	弥七郎	50歳	29石9斗5升8合	次郎三郎・浅右衛門	記載なし	記載なし	記載なし
改帳は以下上分のみ										
天明	3年	1783	263石7升8合	源蔵	45歳	30石3斗3升1合	次郎三郎	記載なし	記載なし	記載なし
寛政	7年	1795	260石5斗6升2合	助口	24歳	34石1斗7升1合	次郎三郎	記載なし	記載なし	記載なし
文化	5年	1808	245石6斗4升5合	善四郎	不明	27石2斗8升4合	長次郎	1	記載なし	記載なし
文化	12年	1815	198石9斗1升9合	宇之助	39歳	11石1斗2合	(死)長次郎 弟 留吉	記載なし	記載なし	記載なし
文政	5年	1822	247石1斗7升3合	团吉	50歳	15石4斗5升4合	留吉	記載なし	記載なし	記載なし
弘化	4年	1847	233石8斗7升	善右衛門	27歳	17石1斗7升5合	見習 守屋 太三右衛門	記載なし	記載なし	記載なし
嘉永	5年	1852	253石9斗4升8合	三津右衛門	22歳	16石8斗6合	守屋 多曾右衛門	記載なし	記載なし	記載なし

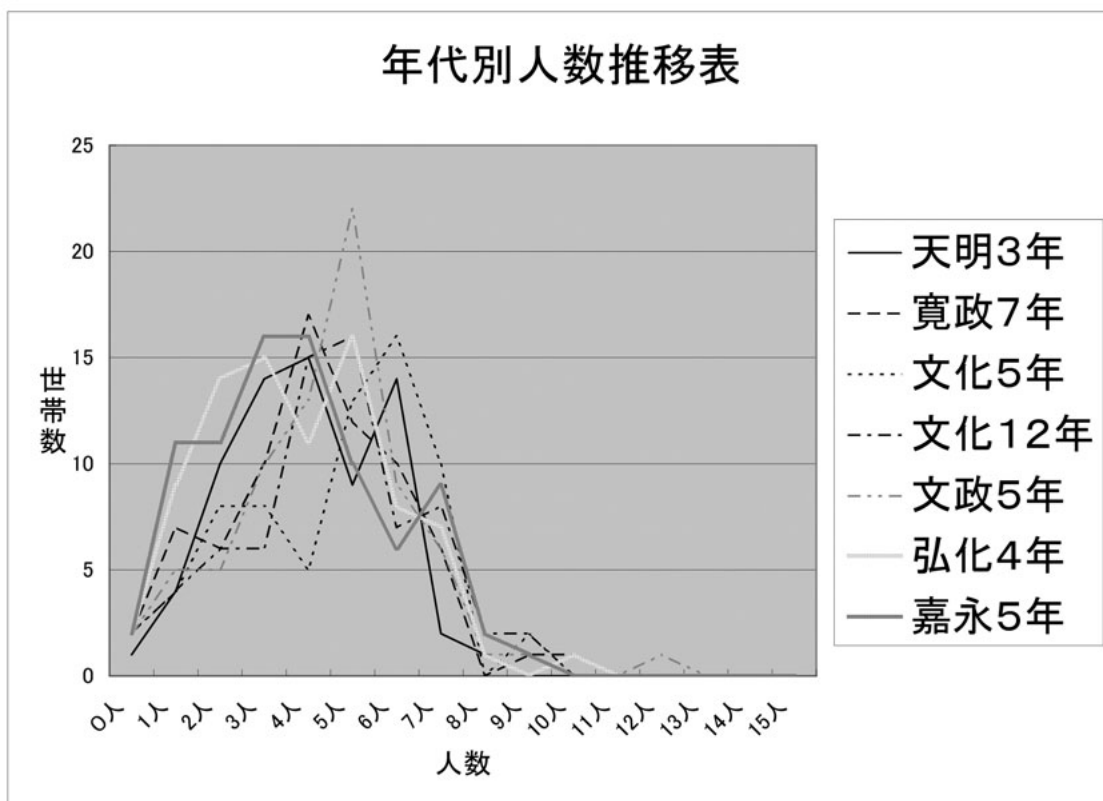
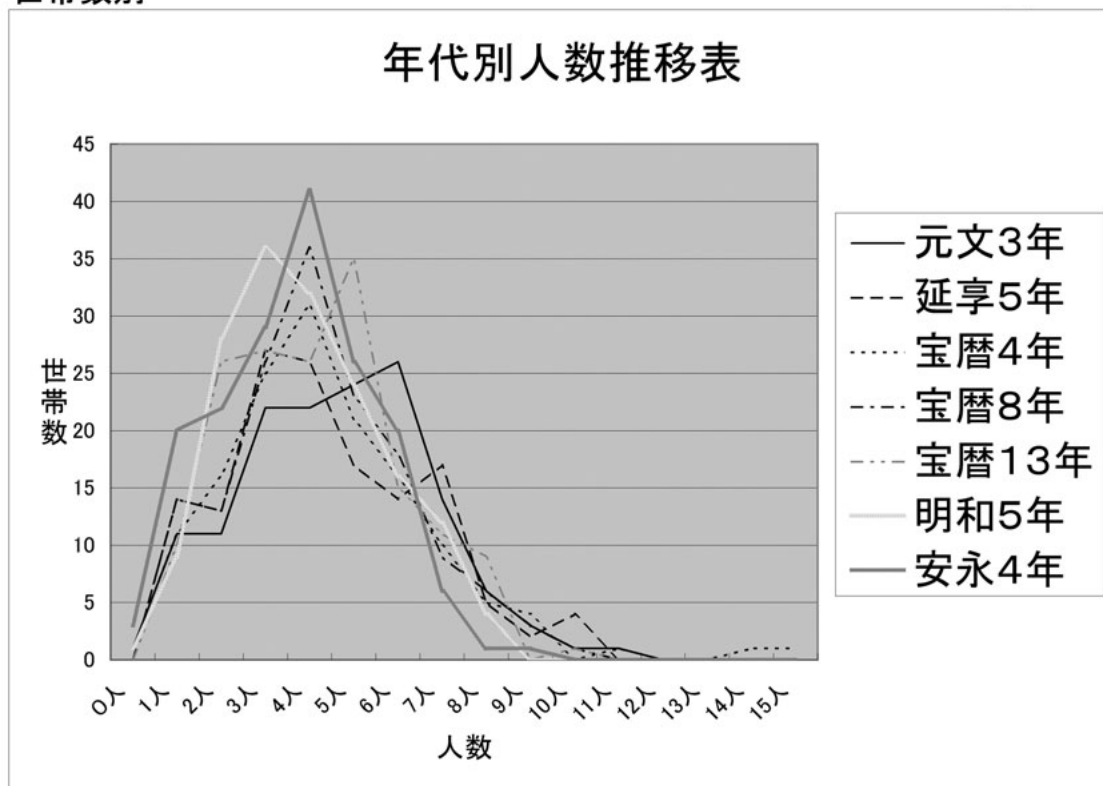
備中国庭瀬領小田郡小林村宗門御改帳より

石高別



<図 1>年代別石高推移 (下段は上分のみ)

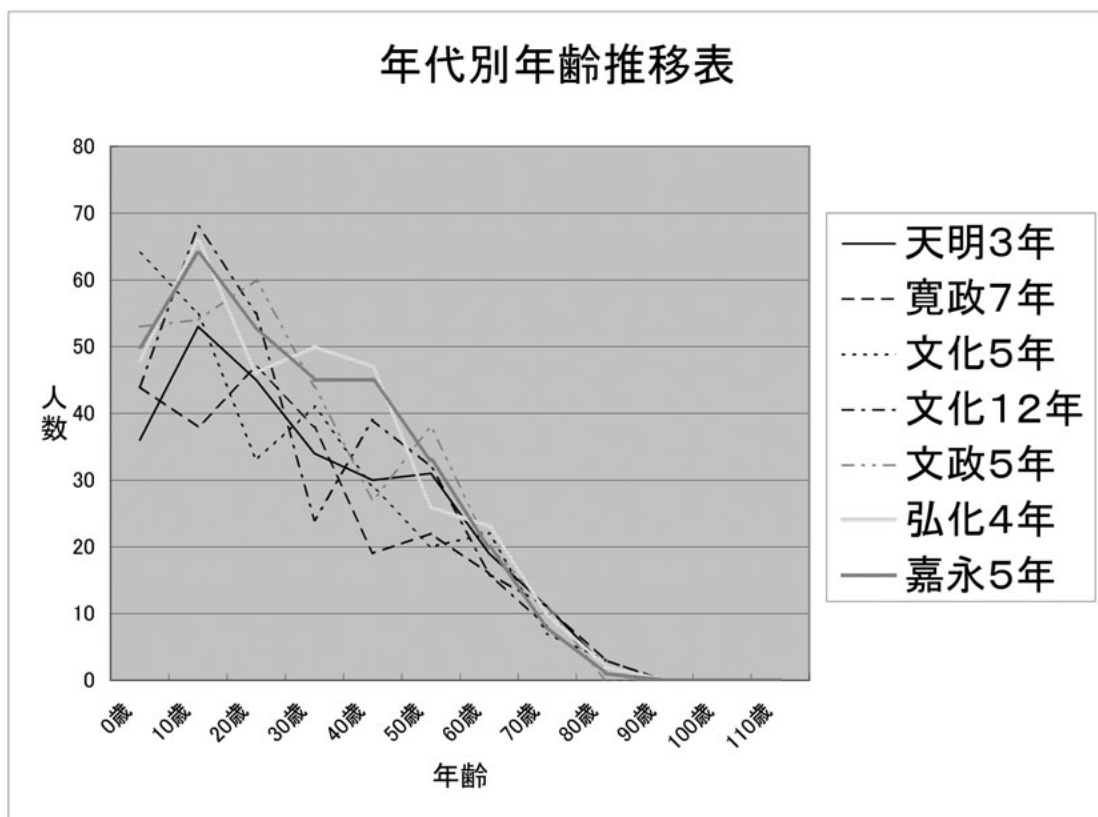
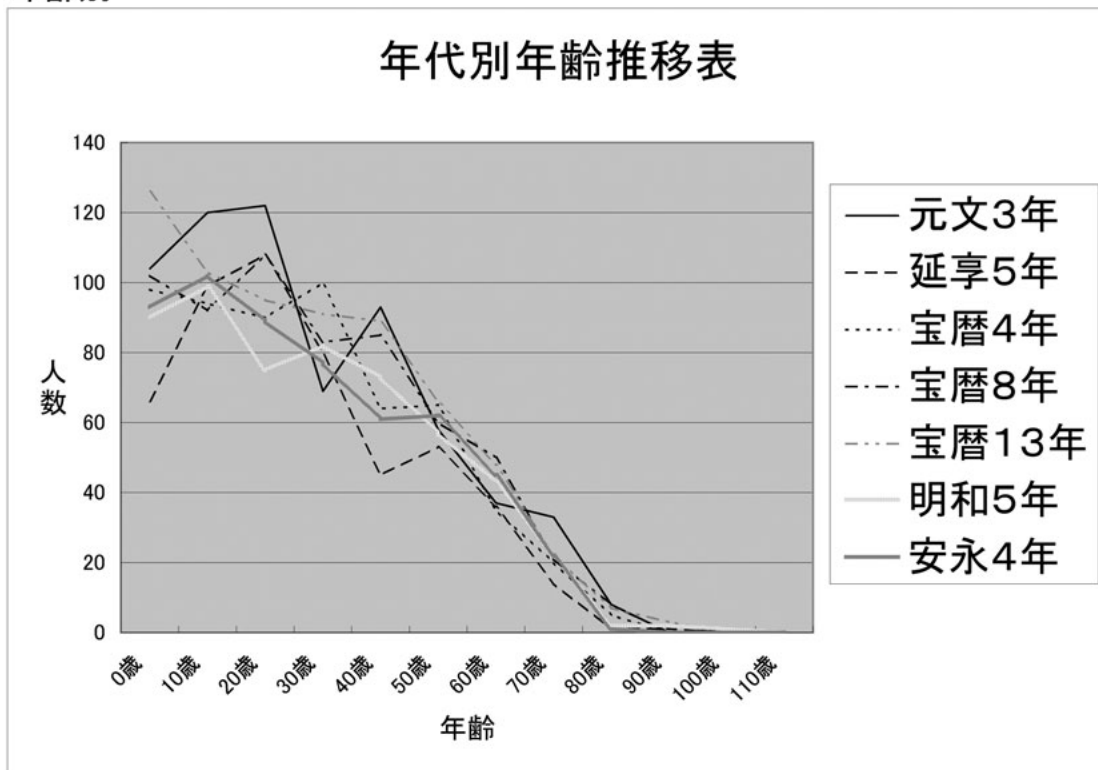
世帯数別



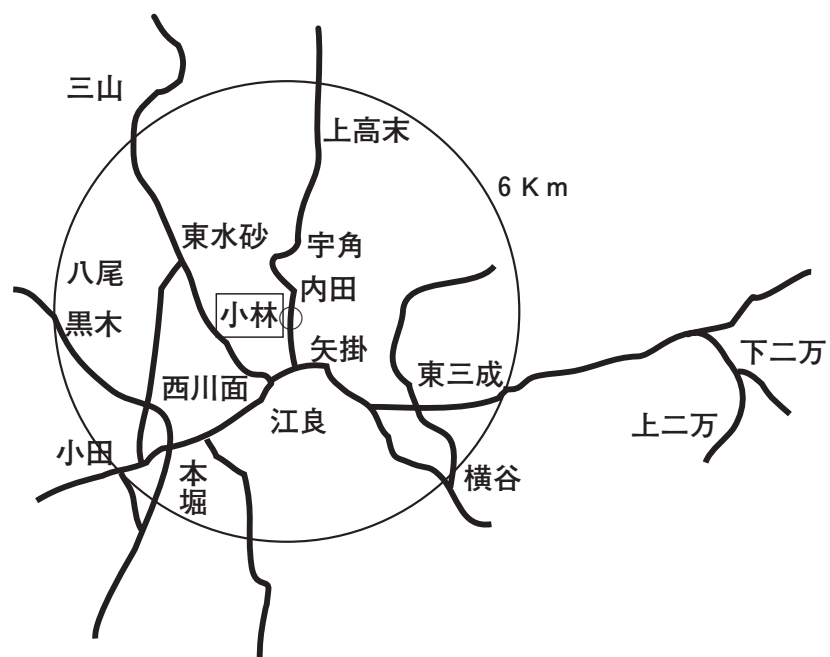
<図 2>年代別一世帯当たりの人数の推移 (下段は上分のみ)



年齢別



<図 3>年代別年齢推移（下段は上分のみ）



<図 4>奉公人の出身および婚姻圏（円周は小林村を中心に半径 6km を示す）